2013 年合格目標 行政書士公開セミナー 一発合格の秘訣を伝授!

「正しい学習法と計画的タイムスケジュール」

TAC行政書士講座

1 行政書士試験の概要

●行政書士試験とは

年に1回行われる法律系国家資格試験です。法律と一般知識の2本立てで、基本的にはマークシート式で実施されます。

試験概要

(1) 概 要

実施日 11月の第2日曜日 (平成25年度は11月10日(日)を予定)

試験時間 13 時~16 時 (3 時間)

受験資格 特になし

願書提出 8月上旬~9月上旬

試験内容 法令科目(46間、マークシート式および40字記述式)

一般知識科目(14間、マークシート式)

(2) 平成 23 年度試験出題内訳

		五肢択一式	多肢選択式	記述式
法令	基礎法学 8	2 問	_	_
46 問	憲法 28	5 問	1問	_
	行政法 112	19 問	2 問	1 問
	民法 76	9 問	_	2 問
	商法 20	5 問	_	_
一般知識	政治経済社会 28	7 問		
14 問	情報通信·個人情報保護 16	4 問		
	文章理解 12	3 問		
配点		1問4点	1問8点	1 問 20 点

(3) 合格基準

- ・全体の60%以上の得点(300点満点中180点以上)
- ・ただし、一般知識科目で 40%以上の得点をすることも条件 (14 問中 6 問: 24 点 以上が基準点)

(4) 実際の試験の出題形式の確認

①5肢択一式

平成23年問題1

わが国の法律に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 わが国の法律は基本的には属人主義をとっており、法律によって日本国民以外の 者に権利を付与することはできない。
- 2 限時法とは、特定の事態に対応するために制定され、その事態が収束した場合に は失効するものをいう。
- 3 法律が発効するためには、公布がされていることと施行期日が到来していること との双方が要件となる。
- 4 国法は全国一律の規制を行うものであり、地域の特性に鑑み特別の地域に限って 規制を行ったり、規制の特例措置をとったりすることは許されない。
- 5 日本国憲法は遡及処罰の禁止を定めており、法律の廃止に当たって廃止前の違法 行為に対し罰則の適用を継続する旨の規定をおくことは許されない。

②多肢選択式

平成 23 年問題 42

次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 r \sim r に当てはまる語句を、枠内の選択肢($1\sim20$)から選びなさい。

(最一小判昭和 48年4月26日民集27巻3号629 頁以下)

1審査庁	2 違法	3 除斥期間	4確定	5 当然無効	
6 裁量	7納税者	8 失効	9 第三者	10 遡及	
11 裁定	12 出訴期間	13 消滅	14 失権	15 時効	
16 不可争	17 取消し	18 公益	19 公権	20 不法	

③40 字記述式

平成 23 年問題 46

作家Yに雇用されている秘書Aは、Y名義で5万円以下のYの日用品を購入する権限しか付与されていなかったが、Yに無断でXからYのために50万円相当の事務機器を購入した。しかし、Xは、Aに事務機器を購入する権限があるものと信じて取引をし、Yに代金の支払いを請求したところ、Yはその支払いを拒絶した。このようなYの支払い拒絶を不当と考えたXは、Yに対して、支払いの請求、およびそれに代わる請求について検討した。この場合において、Xは、どのような根拠に基づき、いかなる請求をすればよいか。「Xは、Yに対して、」に続けて、考えられる請求内容を二つ、40字程度で記述しなさい。

Xは、Yに対して、

2 一発合格者の学習方法

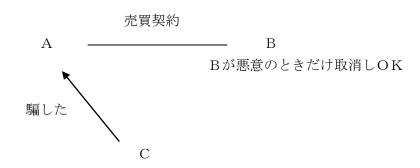
●どんな勉強をしているか

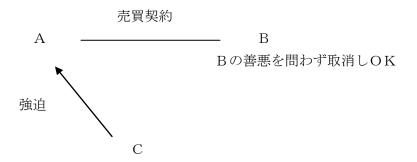
INPUT (講義) とOUTPUT (問題演習) を少しずつ進めていくスタイルが共通です。テキストで1つのテーマを消化したら、問題集でそのテーマの問題にチャレンジしましょう。

1. こんなことを勉強します。

民法 96 条

- ① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- ② 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- ③ 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。





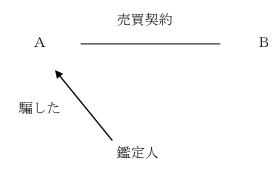
2. こんな問題が出題されます。

平成 22 年度行政書士試験

【問題27肢3】

AがBに対してA所有の動産を譲渡する旨の意思表示をした場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

3 この動産が骨董品であり、Aが、鑑定人の故意に行った虚偽の鑑定結果に騙された結果、Bに対して時価よりも相当程度安価で当該動産を譲渡するという意思表示をした場合、Bがこの事情を知っているか否かにかかわらず、Aは当該意思表示を取り消すことができない。(×)



3. 学習方法

- (1) 学習の順序
- ①基本講義で、試験合格に必要な知識を学び、過去問演習や確認テストを通じて、問題を 解く力をつけていく。

「憲法(※勉強に慣れるという意味も込めて最初に)→民法(※メイン科目)→行政法(※メイン科目)→一般知識(※ノルマクリアが必要)→商法・基礎法学(※その他)」という順で進めるのが理想的。

「答練」と呼ばれる模擬試験は、初期段階では受ける必要はなく、試験 1 ヶ月前あたり から利用すれば十分です。初期の学習段階における「問題を解く作業」は、全科目分を まとめて解くのではなく、小さなブロック別に解いていくことが大切です。

一通りのINPUT・OUTPUTが終了したら

②直前期には、本試験スタイルで模擬試験(答練)を受け、身につけた知識の精度を高めて、本試験対応に仕上げていきます。

(2) 教 材

最低限そろえておきたい教材

- ・科目ごとに分冊化されたテキスト(5冊~6冊程度の分冊が適当)
- ・科目ごとに体系化された過去問題集
- ・過去問以外の問題集
- 条文集

いきなり本番レベルの問題を解けるようにというのではハードルが高くなりますので、まずは、基本的な問題を使って、身に付けた知識を使って問題が解けるようになること、問題を解き慣れることから始めましょう。そして、本試験レベルの問題にもチャレンジしていきましょう。本科生の方は「トレーニング」教材の利用がおすすめです。さらに、発展問題にもチャレンジしたい方は、その後に発展問題も解き、自分の知識として消化していきましょう。本科生の方は「アドバンス」教材の利用がおすすめです。

3 タイムスケジュール

1. 学習の順序

①憲法(学習に慣れるという意味も込めて)、②民法(メイン)、③行政法(メイン)、 ④文章理解(ノルマクリア)、⑤政治経済情報等(ノルマクリア)、⑥商法・基礎法学 (プラスアルファ)、⑦直前期

2. 必要なツール

本科生利用の方は、①テキスト、②過去問集、③六法、④過去問以外の問題集(基礎、まとめ、本試験スタイルの3段階)。

独学の方は、①全科目を1冊でまとめてあるテキスト、②科目別に分冊化されているテキスト、③過去問集、④六法、⑤過去問以外の問題集、⑥模擬試験、⑦40字記述対策ツール。

3. 学習のスタンス

本科生利用の方は、講義の予習は必要ありませんので、とにかく講義についていくことを目標に、復習に力点を置きましょう。学習ペースは、講義の進度に合わせれば大丈夫です。一通りのカリキュラムを終え、直前期の模試・答練シーズンに入る前に、もう一度全体を見返せる期間を設定できることが望ましいです。そういったカリキュラムを選択しましょう。

独学の方は、まず1冊にまとめられた市販テキストを使って基本事項から始め、それが出来てから、次に、科目別のテキストに移行して知識を広げていきましょう。最後は、また1冊のテキストに戻って広げた知識を絞り込みましょう。特に、直前期は、40字記述対策に特化した学習と実際の本試験スタイルで問題を解く練習は必須となってきます。少し先の話ですが、そういったプランも立てておきましょう。

4. 学習プラン

最初のステップとして、テキストを読む(講義を聴く)といったインプット作業と並行して問題を解くというアウトプット作業を行いましょう。1つのテーマを消化したら、そのテーマの問題を解いて、吸収した知識を問題を解ける知識へと高めていきましょう。この作業は、基礎問題で実施するのが良いです。その後、本試験レベルに近い問題を使って科目のまとめを行い、仕上げを行いましょう。

次のステップとして、インプット・アウトプットの繰り返しで一通りの学習ができたら、本試験レベル以上の発展問題に取り組んでみるのもよいでしょう。

最後のステップとして、模試や答練を利用して、本試験スタイルで本試験レベルの 問題を3時間で60問を解き、その復習に取り組みましょう。